

日本神経化学会利益相反指針

平成 26 年 9 月 30 日制定

(趣旨)

産学連携による科学研究の重要性はますます大きくなるとともに、その推進は人類福祉の増進に多大な貢献をされると考えられる。このような背景のもと、公的な存在である大学や研究機関、学術団体が、特定の企業の活動に関与することは不可避の状況となっている。その結果、研究機関、学術団体が本来担っている公正な教育・研究・臨床の責務が、産学連携活動に伴って生じる個人および団体の得る利益と衝突・相反する状態が発生しうる。このような状態が「利益相反 (conflict of interest: COI)」と呼ばれるものであり、この利益相反状態を適切に管理していくことが、公正な科学の発展には極めて重要である。日本神経化学会においても、その学会員の利益相反状態を適切に管理し、必要に応じて開示することにより、社会に対する説明責任を果たすため、本学会の利益相反指針を定めることとした。

(利益相反の状況を申告すべき対象者)

第 1 条 自らの利益相反に関する状況を申告すべき対象者は、次に掲げる者とする。

- 1) 本学会の理事長を含む理事、監事、大会長、各種委員会（ワーキンググループを含む）委員長、利益相反委員会委員、その他理事会が必要と認めた者
- 2) 本学会の大会で発表する者（共同発表者、非会員を含む）
- 3) 本学会が発行する機関誌等の印刷物、ホームページで発表する者（共同発表者、非会員を含む）

(役員等の利益相反状況申告書の提出)

第 2 条 前条に掲げる対象者のうち、1) に定める者（以下「役員等」という）は、自らの利益相反に関する状況について「利益相反状況申告書 (1)」に記載の上、理事長に提出しなければならない。提出は就任日から一ヶ月以内とし、以後は就任日から一年後とする。ただし、申告内容に変更がない場合には、就任一年後の提出は要しない。

- 2) 役員等が自らの勤務先において既に利益相反に関する状況を規程に従って定期的に申告して管理されている場合には、「利益相反状況申告書 (2)」を理事長に提出することをもって前項にかえることができる。
- 3) 「利益相反状況申告書 (1)」は、役員等に就任する際に、就任日から遡って過去 1 年間の利益相反に関する状況を記載して提出する。

- 4 「利益相反状況申告書（2）」を提出した者が、その後に勤務先の申告書を学会に提出する必要がある際には、直前に勤務先に提出した情報を提出するものとする。
- 5 役員等に就任した後、任期中に学会活動に関わる利益相反状態が新たに発生した場合には、修正申告を随時提出することができる。

（役員等の就任時に申告すべき事項）

第3条 第1条の1)に定める者が申告すべき事項は次の通りとする。

- 1) 企業、法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職に就いている場合。ただし、一つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合に限る。
- 2) 学会活動に関連したエクイティを所有している場合。なお、エクイティとは、株式・出資金・ストックオプション・受益権・転換社債等をいう。ただし、株式の保有については、一つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総額）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5パーセント以上を保有する場合に限る。
- 3) 特許権等に基づく収入を得ている場合。なお、特許権等とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路設置利用権、プログラムの著作権等を含む。ただし、一つの権利使用料が年間100万円以上の場合に限る。
- 4) 自らの主たる給与が勤務先の経常費以外から支出されている場合。
- 5) 民間企業や営利を目的とした団体等から金銭的支援（受託研究費、共同研究費、臨床試験、寄付講座、奨学寄付金等）を受けている場合。ただし、一つの企業・団体から総額で年間200万円以上受領している場合に限る。
- 6) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対して支払われた日当や講演料などの報酬、または、パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料がある場合。ただし、一つの企業・団体から年間50万円以上受領した場合に限る。
- 7) その他、第三者からみて、利益相反状態を指摘される可能性があると考えられる事項。例えば、学会活動とは無関係な旅行や贈答品の受領などが該当する。ただし、一つの企業や団体等から受けた報酬が年間5万円以上のものに限る。

（大会における発表時の開示方法）

第4条 本学会の大会で発表する際、第1条の2)に定める者全員を対象として、演題登録時から遡って過去1年間にその発表内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、その内容を原則として演題登録時に開示するものとする。演題登録以降発表当日までに変更があった場合には、その内容を発表時に使用するスライドまたはポスターに記載する等の方法で開示する。開示すべき事項

がない場合はその旨を記載する。これらの開示は、共同発表者全員の情報をとりまとめて発表代表者が行うものとする。

(機関誌、学会ホームページ等への投稿時の開示方法)

第5条 本学会が発行する機関誌「神経化学」等の発行物、及び、学会ホームページに記事等を投稿する際、第1条の3)に定める者全員を対象として、投稿時から遡って過去1年間にその記事内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、記事等の中にその内容を記載する。開示すべき事項がない場合はその旨を記載する。

(大会における発表時、及び機関誌等に投稿する時に開示すべき事項)

第6条 第1条の2)及び3)に定める者が、第4条及び第5条に従って開示すべき事項は、第3条に定める事項のうち、該当する発表や投稿記事等の内容に関わるものに限るものとする。

(申告書及び情報の取り扱い)

第7条 提出された利益相反状況申告書は、学会事務局において厳封の上、任期終了2年後まで保管する。

2 申告された情報は、特定の利益相反状態に係る問題につき、社会一般からの信頼を保持すべく学会が説明責任を果たすべき状況が生じた場合にのみ、理事会の承認の下、秘密保護の誓約書に署名の上、原則として理事長及び利益相反委員会委員に対してのみ開示される。なお、利益相反委員会には、役職指定として庶務担当理事が委員として参加するものとする。

3 利益相反委員会は、前項で開示された申告書の情報をもとに審議を行い、その結果を理事長に報告する。

(違反者に対する措置)

第8条 当指針に違反した可能性がある場合には、利益相反委員会は十分な調査とヒアリングを行い、適切な処分案を作成して理事会に報告する。理事会は、その報告を受けて該当者に対する措置を決定する。

2 前項において、理事会構成員または利益相反委員会の委員が当該対象者である場合は、その者は審議等に関与してはならない。

(不服申立て)

第9条 前条の措置を受けた者は、30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立ての審査請求を受けた場合には、理事長は不服申立て審査委員会（理事長の指名する本学会会員若干名と外部委員 1 名以上により構成される）を設置する。委員長は委員の互選で決めることとし、利益相反委員は審査委員会委員を兼務することはできない。審査委員会は審査請求を受けてから 30 日以内に委員会を開催し、審査して、その答申書を審査請求受領後 2 ヶ月以内に理事長に提出する。

（指針の変更）

第 10 条 この指針は定期的に見直しを行い、必要に応じて改正するものとする。本指針の改正は、理事会の議を経て、総会で承認する。

附則

1 本指針は平成 27 年 3 月 1 日から 2 年間を試験的施行期間とし、その後に正式に施行する。試行期間中の指針違反者に対する措置は行わない。

2 現に在職している役員等が、第 2 条の規定に基づき提出しなければならない申告書は、本指針施行後速やかに提出する。